

令和 3年度 登録型 ヘルパー雇入通知書

令和 年 月 日

様

社会福祉法人 椎葉村社会福祉協議会

会長 椎葉 晃 充 印

雇用の形態	年契約の非常勤雇用									
契約の期間	1年間									
就業の場所	別添 「月間勤務表」に記載する利用者の居宅及び指示する場所・事務所。 但し、椎葉村内の範囲で、他の利用者宅などに変更することがある。									
就業すべき業務の範囲	高齢者及び障がい者世帯へ介護計画に基づいた訪問介護サービス提供及びこれに伴う必要な業務									
勤務日及び勤務時間	勤務日数 : 「月間勤務表」に記載する利用者へのサービス提供のための勤務日及び勤務時間。 勤務時間 : <input type="checkbox"/> 1週間 20時間未満 <input type="checkbox"/> 1週間 20時間以上30 時間未満 <input type="checkbox"/> 1週間 30時間以上40 時間未満 但し、事業所及びヘルパーは、それぞれ自己の都合により、この勤務日及び勤務時間を前日までに申し出て変更することができる。									
始業・終業の時刻・休憩時間 所定時間外労働の有無に関する事項	1、始業及び終業の時刻 始業時刻は「月間勤務表」に定める勤務日の最初の訪問先(利用者)の訪問時刻とし、終業時刻はその日最後の訪問先(利用者)の退出時刻とする直帰を状態とする。 但し利用者の都合等の為事業所へ 立ち寄り等、事前にこれを繰り上げ又は繰り下げることがある。 2、休憩時間 休憩時間は、1日の勤務時間が6時間を超えた場合は45分、8時間を超えた場合は1時間の休憩を与える。 3、所定時間外労働の有無 有 () ・ 無 () 4、休日労働 有 () ・ 無 ()									
休日	月間勤務表で勤務と定めた日以外は休日とする。 ただし、業務の都合により、事前に特定して、勤務日と休日を振り替え、又は休日とされた日に勤務を命ずる事がある。少なくとも週に1回以上の休日を与える。									
年次有給休暇	1、各月の月間勤務表で定められた所定勤務日(事業所の責に帰すべき休業日を除く。)について8割以上出勤した場合には、次の日数の年次有給休暇を与えます。									
	所定勤務時間	週所定労働日数	1年単位労働日数	勤務年数及び年次有給休暇						
30時間以上			6ヶ月	1年6ヶ月	2年6ヶ月	3年6ヶ月	4年6ヶ月	5年6ヶ月	6年6ヶ月	
	5日以上	217日以上	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日	
30時間未満	4日	169日～216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日	
	3日	121日～168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日	
	2日	73日～120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日	
	1日	48日～72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日	
2、前項の休暇は原則として本人が請求した時季に与える。但し業務の都合によりやむをえない場合には、他の時季に変更させるときがある。 3、年休有給休暇の手当額は、1日7,200円とする										
	1、基本料金 円/時 2、手当									

賃 金	① 旅費（燃料費）	25円/km
	② 処遇改善手当	100円/時間
	③ 土・日・祝日勤務手当	基本給×0.25/時間
	④ ヘルパー定例会及び研修手当	900円/時間
	⑤ 車両手当	5円/km
	⑥ 実務者研修修了者	1,000円/月
	⑥ 介護福祉士資格手当	3,000円/月
	⑦ 上記以外の割増賃金は法定どおり。	
	4、賃金の補償 利用者の都合その他事業所の責に帰する事由により勤務ができなかった場合は、その時間数の60%に応じた基本給を補償する。	
	5、賞与 あり（就業規則で定めるところによる）	
	6、退職金 なし	
	7、賃金の締切日及び支給日 賃金等は各月月間勤務表の末日をもって締め切り、翌月の10日に支払。	
退職・解雇に関する事項	雇用契約は、年度末の(3月31日)をもって終了。 但し、年の途中であっても、自己都合により退職することはでき、また事業所は就業規則で定めるところに解雇することがある。	
労働・雇用社会保険に関する事項	労働災害補償については、労働基準法に基づき労災保険に加入。 他の社会保険については、法令の定めるところによる。 具体的に適用される 就業規則名（登録ヘルパー就業規則）	

以上に同意いたしました。

(ヘルパー名) _____